

○高等学校学習指導要領におけるキャリア教育に関する主な目標・内容等

総則	<p>第1款 教育課程編成の一般方針          4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。</p> <p>第2款 各教科・科目及び単位数等          5 学校設定教科          (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。              ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成              イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察              ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成</p> <p>第4款 総合的な学習の時間          2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものと 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。          (2) 学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えができるようすること。          3 各学校においては、上記1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。              イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動              ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動          6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。          (2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。</p> <p>第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項          4 職業教育に関して配慮すべき事項          (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。          (3) 学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保について配慮するものとする。          (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。              ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。          5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項              以上のはか、次の事項について配慮するものとする。          (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。          (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。</p>
特別活動	<p>第1 目標              望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方にについての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</p> <p>第2 内容              A ホームルーム活動                  ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。              (2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること。                  ア 青少年の悩みや課題とその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解、国際理解と国際交流など。                  イ 心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立、生命的の尊重と安全な生活態度や習慣の確立など。              (3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。                  学ぶことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計など              C 学校行事                  学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。              (5) 勤労生産・奉仕の行事                  勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようになるとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い          1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。          (1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようになるとともに、その際、ボランティア活動や就業体験など勤労にかかる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。          (2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようになるとともに、          (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること。</p>